

鳩山町空き家バンク鳩山ニュータウン地区登録空き家リフォーム補助のご案内

町では、空き家バンクに登録された鳩山ニュータウン地区内の空き家に対して、リフォーム費用の一部を補助します。

対象者

空き家バンクの利用登録者又は所有者等であって、次のいずれにも該当する方

1. 補助対象物件に補助金の完了報告書を提出する日までに補助対象空き家に住民登録ができること。
2. 町税等を滞納していないこと。
3. 本人及びその属する世帯の構成員に鳩山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者がいないこと。

対象物件

次のいずれにも該当する空き家

1. 空き家バンク利用登録者に売買を行うこととなった、鳩山ニュータウン地区内にある登録空き家
2. 建築基準法等の法令の規定に適合している住宅
3. 昭和56年6月1日以後に着工された住宅または昭和56年5月31日以前に着工された住宅の場合は地震に対して安全な構造であると町長が認める住宅

対象費用

対象物件のリフォーム費用（次の1から3の費用を除く）

1. 居住の用に供する部分以外のリフォーム等費用
2. 設計費・法令に基づく申請等手数料
3. 浄化槽設置・撤去等費用
4. その他町長が適当でないと認めるもの

※売買契約を締結した日から1年を経過する日までにリフォームを完了すること。

※この補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の2月末までにリフォームを完了すること。

※当該補助に係るリフォームに関して、他の補助金等を受けていないこと。

補助金額

次の区分に応じた費用を補助します。

リフォーム対象費用の4分の3の額（150万円限度）

必要書類

必ず工事等の着工前に申請をしてください。また、下記以外にも提出が必要となる場合があります。

付近見取図、配置図、平面図、リフォーム改修工事の方法を示す設計図書等

リフォーム費用の見積書の写し

空き家の外観・リフォーム箇所の写真

入居者の場合は売買契約書の写し

町税等の滞納がないことを明らかにする書類

住民票の写し

所有者等の場合は対象物件の所有者が確認できる書類

その他町長が必要と認める書類

申請書類の提出先・問合せ

鳩山町役場 2階

地域創生環境課 電話：049-296-5894（直通）

[鳩山町空き家バンク鳩山ニュータウン地区登録空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）](#) [WORD形式／12.88KB]

関連ファイルダウンロード

[鳩山町空き家バンク鳩山ニュータウン地区登録空き家リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）](#) [WORD形式／12.88KB]

[鳩山町空き家リフォーム等補助金交付申請書（様式第1号）](#) [WORD形式／12.07KB]

このページの内容に関するお問い合わせ先

[地域創生環境課](#)

〒350-0392 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16

電話番号：049-296-5894

ファクス番号：049-296-2594

[メールでお問い合わせをする](#)

ご質問はこちらから

こんにちは♪はーとんです。

お知りになりたいことは、どのようなことですか？

下の選択肢にお知りになりたい項目が無い場合は、キーワードを入力してください。

[新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ](#)

[新型コロナウイルスの相談窓口](#)

[新型コロナウイルスワクチン接種](#)

[ごみの捨て方](#)

[子育て](#)

[防災について](#)

[戸籍・住民票](#)

[税金について](#)

[デジタルサービス](#)

[施設ガイドマップ](#)

[よくある質問](#)

送信

閉じる